



平成 29 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 住友精化株式会社
代表者名 代表取締役社長 上田 雄介
(コード番号：4008 東証第一部)
問合せ先：総務人事室部長 堀 正典
(TEL.06-6220-8508)

訴訟判決に関するお知らせ

当社が、株式会社日本触媒（大阪府中央区、代表取締役池田全徳、以下「日本触媒」）に対し提起した知的財産高等裁判所における審決取消訴訟について、判決がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 判決のあった裁判所および判決日

裁判所 知的財産高等裁判所

判決日 平成 29 年 3 月 16 日

2 訴訟の経緯

当社は、特許庁に対し、日本触媒が保有する高吸水性樹脂を紙おむつに使用することに関する特許（以下「本特許」）の無効審判を請求し、その無効を主張しておりましたが、特許庁は、平成 27 年 11 月 10 日付けで本特許の有効性を認める審決（以下「原審決」）を行いました。当社はこれを不服として、知的財産高等裁判所に対し、原審決の取消しを求めて訴訟を提起していたものであります。

3 判決の内容

知的財産高等裁判所は、原審決を取消す判決をしました。

これにより、特許庁は、本判決の拘束力のもとで、改めて、本特許が無効か否かの審決を行うこととなります。

4 今後の見通し

本判決は、当社が平成 28 年 2 月 8 日付け「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」で公表しました、当社が日本触媒より提起を受けている特許権侵害行為差止等請求訴訟（大阪地方裁判所、平成 28 年 1 月 29 日付け）とは別の訴訟ではございますが、この特許権侵害訴訟の対象となっている特許の有効性に関するものです。

なお、現時点では、本判決の当社業績への影響を予測することは困難ですので、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上